

群馬大学総合情報メディアセンター運営委員会地区小委員会内規

平成18.4.1 制定
改正 平成19.4.1 平成23.4.1
平成25.4.1 平成26.4.1
平成29.5.1

(趣 旨)

第1条 この内規は、群馬大学総合情報メディアセンター運営委員会規程第8条第2項の規定に基づき、地区小委員会に関し必要な事項を定める。

(検討事項)

第2条 地区小委員会は、群馬大学総合情報メディアセンター長（以下「センター長」という。）の指揮の下に、昭和地区及び桐生地区における群馬大学総合情報メディアセンター（以下「センター」という。）の業務の具体的事項を検討する。

(昭和地区小委員会)

第3条 群馬大学総合情報メディアセンター運営委員会昭和地区小委員会（以下「昭和地区小委員会」という。）は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 医学図書館長
- (2) 群馬大学総合情報メディアセンター運営委員会規程第3条7号の委員の中からセンター長が指名する者 1人
- (3) 医学系研究科から選出された教員 4人
- (4) 保健学研究科から選出された教員 2人
- (5) 生体調節研究所から選出された教員 2人
- (6) 総合情報メディアセンター教員 1人
- (7) その他医学図書館長が認めた者

2 前項第3号から第6号までの委員は、センター長が委嘱し、任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(桐生地区小委員会)

第4条 群馬大学総合情報メディアセンター運営委員会桐生地区小委員会（以下「桐生地区小委員会」という。）は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理工学図書館長
- (2) 群馬大学総合情報メディアセンター運営委員会規程第3条7号の委員の中からセンター長が指名する者 1人
- (3) 理工学府の各講座（理工学基盤部門及び産学連携推進部門を除く。）から選出された教員 各2人
- (4) 理工学府理工学基盤部門から選出された教員 1人
- (5) 総合情報メディアセンターの主担当を命ぜられた教員 1人
- (6) その他理工学図書館長が認めた者

2 前項第3号及び第4号の委員は、センター長が委嘱し、任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議 長)

第5条 地区小委員会に議長を置き、それぞれの館長をもって充てる。

2 議長は地区小委員会を主宰する。

3 議長に事故あるときは、あらかじめ議長が指名した委員が、その職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第6条 議長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(事務)

第7条 地区小委員会の事務は、研究推進部総合情報メディアセンター課において処理する。

(内規の改廃)

第8条 この内規の改廃は、群馬大学総合情報メディアセンター運営委員会の議を経て、センター長が行う。

附 則

- 1 この内規は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この内規の施行日の前日において、群馬大学総合情報メディアセンター図書館工学部分館運営委員会内規第3条第3項第2号に規定する委員である者は、この内規第3条第3項第2号の規定により選出された委員とみなし、その任期は第3条第2項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。
- 3 群馬大学総合情報メディアセンター図書館医学分館運営委員会内規（平成17年4月1日制定）、群馬大学総合情報メディアセンター図書館工学部分館運営委員会内規（平成17年4月1日制定）、群馬大学総合情報メディアセンター図書館荒牧地区図書委員会内規（平成17年4月1日制定）及び群馬大学総合情報メディアセンター図書館専門委員会内規（平成17年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この内規の施行後、最初に委嘱される第3条第4号及び第6号の委員並びに第4条第4号の委員の任期は、第3条第2項及び第4条第2項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

附 則

この内規は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成29年5月1日から施行する。